

令和7年度 運輸安全マネジメントに関する取組みについて

福島交通株式会社

私たちは、自動車事業における輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

安全方針 安全最優先と法令遵守

私たちは、“安全はすべてに優先する”の理念のもと、法令を守り
『公共交通回帰』を目指します。

福島交通株式会社

代表取締役社長 武藤 泰典

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たして参ります。また、支社・営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に把握し、役職員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善「Plan Do Check Act」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全向上に努めてまいります。

令和7年度輸送の安全運動（事故防止目標）

（1）年間の事故防止方針

「車内事故の防止」

- 『停車時・乗降時・発車時の安全確認手順』の遵守
- 確実なドア操作の徹底（降車客の動向を確認し1m離れてからのドアの操作）
- 特に駆け込み乗車や乗車・着座・降車に時間のかかる高齢者に注意

「接触事故の防止」

- 安全な速度・ゆずりあいの心で車間距離の維持とオーバーハングに注意
- バック事故防止の為の七カ条の遵守

「歩行者及び自転車との接触事故防止」

- 『自転車・原付バイクを追越す際の運転ルール』の遵守
- 横断歩道付近の交通ルールの遵守
- 交差点右左折時のバランスの良い確認・減速の徹底、前方・まき込みに注意

(2) 毎月の事故防止重点目標

10月 接触事故の防止

(安全な速度・ゆずりあいの心で適切な車間距離の維持。標識・ガードレール等に注意)

11月 交差点での事故防止・防衛運転の励行

「PM4 ライトオン運動、早めのライト点灯」
(歩行者・自転車優先の徹底。交差点右左折時のバランスの良い確認の徹底。

前方・まき込みとオーバーハングに注意)

12月 スリップ事故の防止

「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」

(降雪時チェーンの完全装着・雪道でのすれ違い時の事故防止、ブラックアイスバーンに要注意)

1月 スリップ事故の防止

「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」

(降雪時チェーンの完全装着・雪道でのすれ違い時の事故防止、ブラックアイスバーンに要注意)

2月 スリップ事故の防止

(降雪時チェーンの完全装着・雪道でのすれ違い時の事故防止、ブラックアイスバーンに要注意)

3月 車内事故の防止

(安全確認手順の遵守・中外閉め閉め中外発車の遵守・車内マイクの活用と着座確認の徹底)

4月 歩行者及び自転車との接触事故防止

「春の全国交通安全運動」

(新入児童・生徒の飛び出し、高齢者・自転車の動向に注意、

「自転車・原付バイクを追い越す際の運転ルール」の遵守)

5月 バック事故の防止

(車庫内での安全確認の徹底・「バック事故防止のための七カ条」の遵守)

6月 車輛特性に応じた運転の徹底

(オーバーハング・内輪差の事故防止、天候・道路状況に応じた運転の徹底)

7月 車内事故の防止(ドア挟み・乗客の転倒)

「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」

(特に時間のかかる高齢者・夏休みの児童生徒に注意)

「車内事故防止キャンペーン」

8月 健康起因事故の防止

※社内のみ《飲酒運転撲滅》

(熱中症対策・休養・睡眠を十分に、疲労による安全確認の見落とし特に車内事故に注意)

9月 接触・追突事故の防止

「秋の全国交通安全運動」

(安全な速度・ゆずりあいの心で適切な車間距離の維持と停車時のサイドブレーキ活用の徹底)

(3) 輸送の安全に関する数値目標

事故件数を減少させるため、自動車保険成績期間の令和5年3月～令和6年2月の事故件数をもとに下記の数値目標を設定する

○令和6年度振り返り

	項 目	令和6年度 目 標	令和6年度 実 績	
①	有責事故死者数	0	0	達成
②	有責人身事故	10	10	
③	飲酒運転	0	0	達成
④	追突事故	1	4	
⑤	バック事故	3	19	

○令和7年度目標

	項 目	令和7年度 目 標
①	有責事故死者数	0
②	有責人身事故	10
③	飲酒運転	0
④	追突事故	1
⑤	バック事故	3

※① ② ③の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものであります。

3 自動車事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

令和6年度 0件（令和5年10月～令和6年9月の有責事故）

*内訳

人身（車内含む） 0件

物損 0件

4 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全の確保に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

5 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

令和7年度教育及び研修の計画

教育・研修項目	内容・担当者	実施回数
新人運転士教育 (初任診断)	新規採用運転士	12回
高速登用運転士教育	高速登用運転士	3回
貸切登用運転士教育	貸切登用運転士	3回
高齢運転士教育 (適齢診断)	65歳到達時の運転士	通年
一般診断の受講 (ナスバネット)	全運転士 (3年毎)	通年
指導運転士登用時教育	新任指導運転士	都度
冬道運転研修教育	経験年数の浅い運転士	1回
安全運転中央研修への派遣	各現場の指導運転士	1回
重大事故惹起者事情聴取 及び教育	重大事故惹起者	通年
苦情惹起者教育	苦情惹起者	通年
飲酒規定違反者の事情聴取及び教育	出勤時アルコール検知器に 反応した者	通年
特別診断の受講 (自動車事故対策機構)	重大事故惹起者・ 事故多発者・苦情多発者	都度
救命救急法講習会	貸切バス運転士・ガイド・ 運行管理者・車両担当者等	1回
重大事故対応訓練	貸切バス運転士・ガイド・ 運行管理者・車両担当者等	1回
運行管理者教育 (社内教育)	運行管理者・運行管理補助者	2回
運行管理者研修 (社外・基礎講習)	運行管理者・ 運行管理補助者になるもの	通年
運行管理者研修 (社外・一般講習)	運行管理者・運行管理補助者	通年
運行管理者研修 (社外・適性診断活用講座)	運行管理者・運行管理補助者	通年
運行管理者研修 (社外・飲酒運転防止インストラクター)	運行管理者・運行管理補助者	1回
テロ対策協議会 (テロ対策総合訓練)	福島県警からの依頼で、 訓練に参加	1回

(2) 設備投資

車両については、計画的に最新の型式へ代替してまいります。
また、後続車の追突防止を目的とした「乗降中表示機」の装備や、乗務員への教育・事故防止対策を目的として搭載した「ドライブレコーダー」の実績を例として、輸送の安全、サービスの向上に寄与する設備投資を計画的に行う予定です。

(3) 安全運動

春の全国交通安全運動（4月上旬）並びに秋の全国交通安全運動（9月下旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動（7月中旬）並びに年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動・安全総点検（12月中旬～1月上旬）についても積極的に実施し、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めて参ります。また、毎年7月には車内事故防止キャンペーンを実施します。

(4) 各種運輸安全マネジメント委員会の開催

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換等を含めた会議を開催し、双方で情報の共有を行い輸送の安全性向上に努めます。

6 輸送の安全に関する予算等の実績

(単位：千円)

項目	R6 実績	R7 予算	備考
教育実習費	調査中	調査中	
新車購入費（一般乗合）	〃	〃	
新車購入費（高速）	〃	〃	
新車購入費（貸切）	〃	〃	
新車購入費（通送）	〃	〃	
車両修繕費	〃	〃	
合計	〃	〃	
期間	R5.10月～R6.9月	R6.10月～R7.9月	

7 安全統括管理者

福島交通株式会社 輸送安全部長 岡本 邦裕

8 安全管理規程

「安全管理規程」を作成し、取り組みをしております。

9 輸送の安全に関する教育および研修計画

(1) 現業部門の代表者

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方で情報を共有化し、輸送の安全性向上を図るため、定期的に運輸安全マネジメント委員会を開催いたします。インターネットを使った適性診断(ナスバネット)システムを導入し、計画的に運転士適性診断及び指導を実施します。

(2) 運行管理者関係

2 回／年以上、本社部門が現地に出向いて支社・営業所の運行管理状況等を把握の上、指導を行います。又、独立行政法人自動車事故対策機構の一般講習を受講させ、輸送の安全性向上に努めてまいります。

(3) 運転士関係

年間計画を作成の上、本社主導による安全教育を実施するとともに、支社・営業所単位で運輸規則 38 条に基づき運転士集合教育を行います。

本社部門は運転事故惹起者教育、苦情惹起者教育、貸切バス運転士登用教育、高速バス運転士登用教育、各種フォローアップ等を行い、輸送の安全性向上に努めて参ります。

10 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

令和 6 年 7～8 月において、本社・支社・営業所の内部監査を実施し、不適合でない状況を確認しております。

2024年度一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報

車両情報

各箇所の所在 都道府県名	支社・ 営業所名	事業者団体への 加入状況	車両情報										
			大型車										
			車両数	年式		平均 車齢	ドライブレコーダー		デジタル式運行記録計		ASV		主な運行の様 態
最古	最新	搭載 車両数		搭載率	搭載 車両数		搭載率	搭載 車両数	搭載率				
福島県	福島支社	日本バス協会	16	平成28年	令和6年	3.8	16	100%	16	100%	16	100%	観光輸送
	相馬営業所		6	平成27年	令和2年	6.7	6	100%	6	100%	6	100%	観光輸送
	二本松営業所		1	令和2年	令和2年	4	1	100%	1	100%	1	100%	観光輸送
	郡山支社		18	平成28年	令和6年	3.1	18	100%	18	100%	18	100%	観光輸送
	船引営業所		2	平成28年	平成30年	7	2	100%	2	100%	2	100%	観光輸送
	須賀川営業所		2	平成28年	令和2年	6	2	100%	2	100%	2	100%	観光輸送
	白河営業所		4	平成27年	令和2年	6.8	4	100%	4	100%	4	100%	観光輸送
石川営業所	5	平成8年	平成11年	26.6	5	100%	5	100%	0	0%	契約貸切		

各箇所の所在 都道府県名	支社・ 営業所名	事業者団体への 加入状況	車両情報										
			中型車										
			車両数	年式		平均 車齢	ドライブレコーダー		デジタル式運行記録計		ASV		主な運行の様 態
最古	最新	搭載 車両数		搭載率	搭載 車両数		搭載率	搭載 車両数	搭載率				
福島県	福島支社	日本バス協会	2	平成16年	平成31年	12.5	2	100%	2	100%	1	50%	観光輸送
	相馬営業所		1	平成30年	平成30年	6	1	100%	1	100%	1	100%	観光輸送
	郡山支社		2	平成30年	令和2年	5	2	100%	2	100%	2	100%	観光輸送
	白河営業所		1	令和2年	令和2年	4	1	100%	1	100%	1	100%	観光輸送
	石川営業所		2	平成15年	平成15年	21	2	100%	2	100%	0	0%	契約貸切

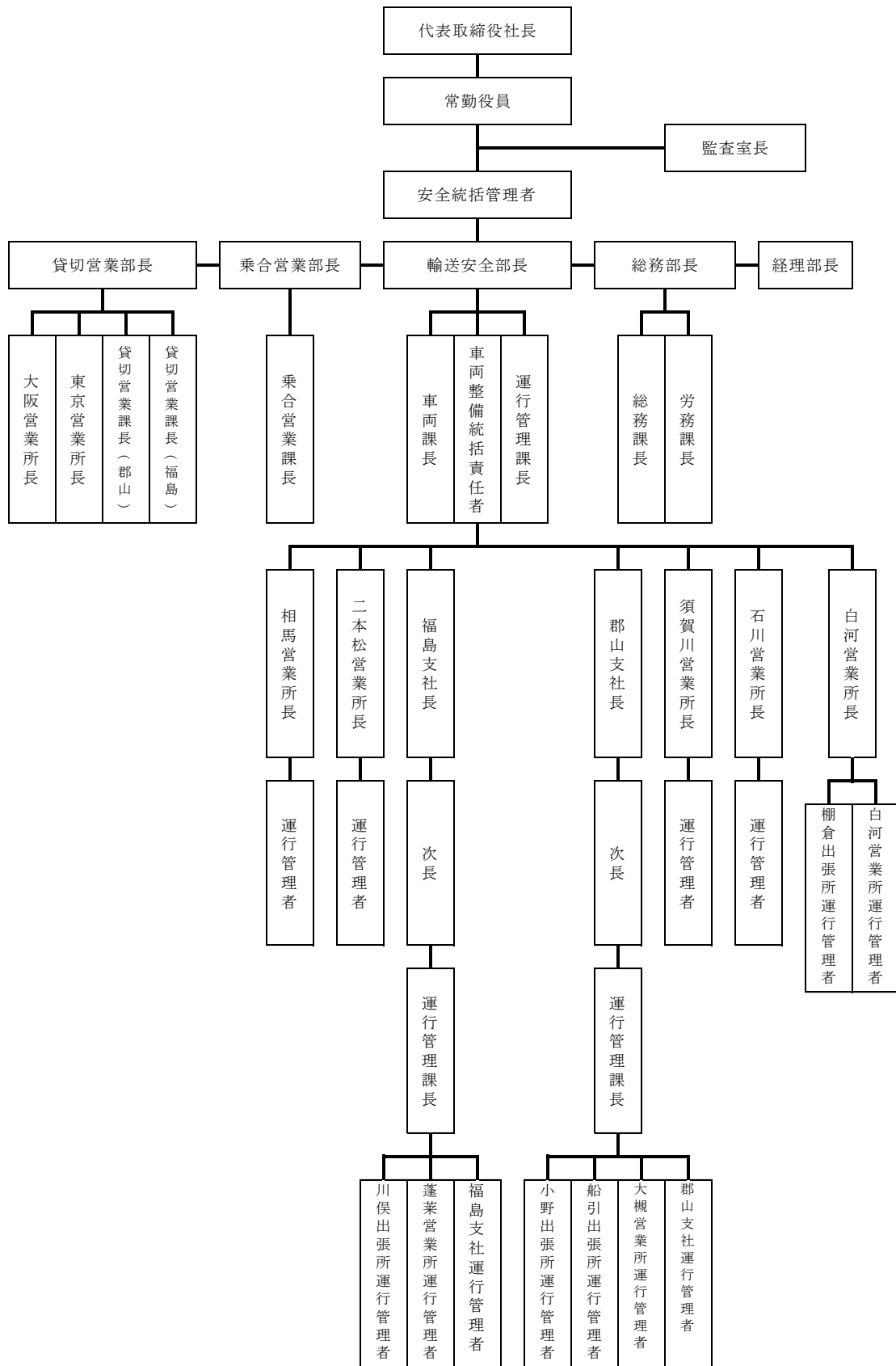
各箇所の所在 都道府県名	支社・ 営業所名	事業者団体への 加入状況	車両情報										
			小型車										
			車両数	年式		平均 車齢	ドライブレコーダー		デジタル式運行記録計		ASV		主な運行の様 態
最古	最新	搭載 車両数		搭載率	搭載 車両数		搭載率	搭載 車両数	搭載率				
福島県	福島支社	日本バス協会	2	平成21年	令和4年	8	2	100%	2	100%	0	0%	観光輸送
	郡山支社		7	平成7年	令和4年	18.9	7	100%	7	100%	0	0%	契約貸切
	須賀川営業所		2	平成10年	平成15年	23.5	2	100%	2	100%	0	0%	契約貸切
	白河営業所		1	平成15年	平成15年	21	1	100%	1	100%	0	0%	観光輸送
	石川営業所		4	平成6年	平成30年	12	4	100%	4	100%	0	0%	契約貸切

運転者、運行管理者、整備管理者に関する情報

各箇所の所在 都道府県名	支社・ 営業所名	事業者団体への 加入状況	運転者情報							
			運転者数			平均勤続 年数	運行管理 者数	運行管理 補助者数	整備管理 者数	整備管理 補助者数
			正規雇用	正規雇用 以外	合計					
福島県	福島支社	日本バス協会			0				4	20
	相馬営業所				0			1	8	
	二本松営業所				0			1	6	
	郡山支社				0			3	15	
	船引営業所				0			1	7	
	須賀川営業所				5			1	9	
	白河営業所				0			1	7	
石川営業所			0			1	7			

※2024.10.1付データで作成

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



事故・災害時に関する報告連絡体制

